

件名	亀山市まちづくり基本条例の一部を改正する条例	企画総務部 企画政策室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市の基本構想は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定していますが、総合計画条例の制定により市の総合計画の策定根拠を明確にすることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図り実施するものとして規定されている「改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想」を「亀山市総合計画条例第2条第1号に規定する総合計画」に改めます。 < 第3条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

亀山市まちづくり基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 6 月 30 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 25 号

亀山市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

亀山市まちづくり基本条例（平成 22 年亀山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づく基本構想」を「亀山市総合計画条例（平成 27 年亀山市条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する総合計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。